

四	三	二	一	行	平	省	○
發行方	用振等項の適	の法規	發行根拠	名稱及び記	成件等を次年	平成二十二年四月	財令第30号
行	替條項の適	法律及の根	行稱及び記	三十号	三十号	三十号	債券告示
方	の法規	及の根拠	及の記	年	年	年	第
法							

七 払 込 金 額	ハ ロ イ 発	六 入 札 格 行 争 競 I 加 場	ハ ロ イ 行 争 非 者 特 国 札 格 行 争 競 I 加 場	五 方 募 入 札 格 行 争 競 I 加 場
行 争 非 者 特 国	札 非	入 価	行 争 非 者 特 国 札 非	入 価 法 入
入 価 ・ 別 債	發 競	札 格 行	入 価 ・ 別 債 發 競	札 格 決
札 格 第 參 市	行 争	發 競	札 格 第 參 市 行 争	發 競 定
發 競 I 加 場	入	行 争 額	發 競 I 加 場 入	行 争 の
で た 条 特 で た 条 特 で た 条 特			込 募 各 割 各 当 も 各	非 下 額 市
千 利 第 別 三 利 第 別 二 利 第 別			み 限 国 り 申 て の 申	価 一 を 場
七 付 一 会 十 付 一 会 兆 付 一 会			の 度 債 当 込 る か 込	格 国 定 特
百 国 項 計 一 国 項 計 四 国 項 計			応 額 市 て み 。 ら み	競 債 め 別
十 債 の に 億 債 の に 千 債 の に			募 の 場 る の そ の	争 市 る 参
三 に 規 関 三 に 規 関 二 に 規 関			額 範 特 。 応 の う	入 場 も 加
億 つ 定 す 千 つ 定 す 百 つ 定 す			を 圏 別 募 応 ち	札 特 の 者
円 い に る 五 い に る 五 い に る			割 内 参 額 募 応	発 別 に ご
て 基 法 百 て 基 法 十 て 基 法			り に 加 を 額 募	行 参 よ と
、 づ 律 万 、 づ 律 一 、 づ 律			当 お 者 案 を 価	一 加 る に
額 き 第 円 額 き 第 億 額 き 第			て い ご 分 順 格	と 者 発 応
面 発 四 面 發 四 円 面 發 四			る て と に 次 の	い ・ 行 募
金 行 十 金 行 十 金 行 十			。 各 の よ 割 高	う 第 ハ 限
額 し 六 額 し 六 額 し 六			申 応 り り い	。 I 以 度

十 十 三 二	口 イ 一	十 十 八	ハ ロ イ
初利発競I加場び札非入価發		振額最	替低行争非者特国札非入価
期 行争非者特国發競札格行行		額 入価・別債發競札格	額 入価・別債發競札格
利 入価・別債行争發競価		面 札格第參市行争發競	面 札格第參市行争發競
子率 札格第參市及入行争格日	發	位 金 發競I加場入行争	位 金 發競I加場入行争
期た期平年	厘額上額	平す額の振	五 千四三十二
が金と成〇	面の面	成るの記替	万 七百十五兆
銀額し二・	金そ金	二。整載法	百五一萬四
行を、十二	額れ額	十 数又の	十十億円千
休支次二パ	百ぞ百	二 倍は規	四円三二
業払の年ト	円れ円	年 の記定	億 千一百
う算十セ	にのに	四 金録に	四 七七
。式月ン	つ応つ	月 額はよ	千百十二
にたに十ト	き募き	十 に、る	九 七二
当だよ五	百価百	五 よ最振	百 十億
たしり日	円格円	日 る低替	三 一二二
る、算を	八八	も額口	万 万一千
と支出支	錢錢	の面座	千 七百九
き払し払	七 以	と金簿	円 千

十 十 十
九 八 七 六 五

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以